

# 「高松宮家伝来禁裏本」の形成過程

小倉慈司

A Study on the Constructing Process of the *Takanatsu-no-miya* Library Collection  
OGURA Shigeji

はしがき

- ①後西院から靈元天皇への進上
- ②後西上皇崩御後の蔵書の行方
- ③幸仁親王への分与
- ④後西天皇の書籍収集の目的
- ⑤靈元天皇による後西上皇旧蔵書の管理
- ⑥靈元法皇から中御門天皇・職仁親王への蔵書の移動
- むすび

## [論文要旨]

近世前期に諸善本の副本作成事業や古写本収集を行なった後西天皇の収集書について、それが靈元天皇を経て、中御門天皇と有栖川宮職仁親王に引き継がれていく過程を明らかにする。寛文六年に後水尾法皇の命を承けて後西上皇が靈元天皇に諸記録新写本を七〇合進したが、その中には古写本や文学書は含まれておらず、上皇の手許に残された。それらも含めた後西上皇蔵書は、貞享二年の上皇崩御後に靈元天皇が接收し、さらに再整理を行なつて自らの蔵書中に組み込んだ。なお、後西上皇は蔵書の一部を皇子幸仁親王や近衛基熙に賜与している。後西天皇が禁裏本の副本作成事業を行なった理由について、従来は、禁裏の火災に備えるためと考えられていたが、実際には、譲位後も自分の手許に置くことができる蔵書を増やすためであつたと考えられる。靈元天皇に進上した以外の書物については、最終的には一部を除いて幸仁親王（もし）へは八条官尚仁親王に譲るつもりであつたと考えられる。靈元天皇は後西上皇旧蔵

書を接収した後、史書については分類して寛文六年後西上皇進上本に加える作業を行なつたが、完全にその作業が完了しないまま、譲位後五年を経て東山天皇に譲った（未整理部分は手許に残す）。しかしその後も必要に応じて禁裏より箱を戻して書物を取り返すこともあつた。一方、文学書は譲位後もそのまま仙洞にて管理していた。靈元法皇崩御後には、中御門天皇へは、後西上皇旧蔵書中より分離された分や靈元天皇新蔵書も含めてかなりの量の史書・文学書が贈られているが、それらの中には他の皇子女に一旦形見分けされた後に中御門天皇に献上されたものも含まれていた。有栖川宮職仁親王に対しては、享保一二一四年頃と崩御後の二度にわたって書籍が賜与されている。これらの書籍の中には靈元法皇が意図的に選別して職仁親王に贈ったものと、崩御後、偶然的因素によつて職仁親王の手に渡ることになつたものとがあつた。

## [キーワード]

高松宮家伝来禁裏本、東山御文庫本、後西天皇、靈元天皇、書籍目録